

「e-文書法」に関する 財務省令、公布

制度調査部
齋藤 純

税務書類の電子保存の要件等が明らかに

【要約】

2004年11月、企業に保存が義務付けられている文書についての電子保存を容認する、いわゆる“e-文書法”が制定され、2005年4月1日から施行される予定となっている。

“e-文書法”に基づき企業が電子保存を行う際の方法・要件等については、各担当省庁が主務省令で定めることとされており、このほど財務省から、国税関係書類の電子保存を行う際の要件等を規定した省令が公布された。

税務書類の電子保存にあたっては、書類の改竄等による脱税等が懸念されることから、今回公布された省令では、税務書類の電子保存を行う上での要件が厳格に規定されている。

税務書類の電子保存に係る省令が公布

2005年1月31日、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(以下、改正省令)が公布された。

この省令は、企業が書面での保存を義務付けられている文書を、スキャナで読み込み電子データとして保存するなど「電磁的記録による保存」を認める、いわゆる“e-文書法”¹が制定されたことを受けたものである。

“e-文書法”は、企業に保存が義務づけられている文書について、原則、すべての文書の電子保存を容認するものである。税務書類の電子保存については、これまで電子帳簿保存法²により、電子的な方法で作成した帳簿又は書類に限り電子保存が認められていたが、“e-文書法”の制定により、見積書や請求書等のように、当初から紙で受け取った書類に関しても、スキャナで読み取り電子保存することが可能となる。

企業にとっては、文書の保存等に係るコストの大幅な削減につながると期待されており、日本経済団体連合会の試算では、文書の電子保存容認によるコスト削減効果は、税務書類に限定しても年間約3,000億円にのぼる³とされている。

¹ 2004年11月19日可決・成立した(公布は2004年12月1日)

- ・ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(通則法)
- ・ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)

“e-文書法”の概要については、齋藤 純、制度調査部情報「「e-文書法」の制定 企業の文書保管コストの軽減に」(2005年1月24日)を参照。

² 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律。

³ 日本経済団体連合会 情報通信委員会「税務書類の電子保存に関する報告書」(2004年3月1日)。同報告書では、倉庫代などの保管コスト、書類等の発生場所から倉庫までの運搬コスト、書類等の廃棄コスト、税務調査の便宜等のために保管されている書類の一覧等を印刷するコスト、及びこれら取扱いのための人件費を、文書の保存コストとしている。

“e-文書法”の制定により、これまでは電子保存が認められていなかった税務書類についても新たに電子保存が容認されることとなったわけだが、今回の改正では、“e-文書法”により電子帳簿保存法を改正する形式を採っている。1月31日に公布された改正省令では、電子帳簿保存法施行規則を改正し、税務関係書類のうち国税に関連する書類(以下、国税関係書類)を電子保存する際の要件等を明らかにしている。

国税関係書類の電子保存の要件等

1. 電子保存の対象となる国税関係書類

“e-文書法”による改正後の電子帳簿保存法(以下、改正電子帳簿保存法)では、「電磁的記録による保存」(以下、電子保存)が認められる税務書類を次のように規定している。

自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成した国税関係帳簿
 自己が一貫して電子計算機を使用して作成した国税関係書類
 及び 以外の国税関係書類(財務省令で定めるものを除く)

上記のうち 及び は、“e-文書法”の制定前から電子帳簿保存法により電子保存が認められていたものである。“e-文書法”の制定により、新たに電子保存の対象に加えられたのが、 である。

ただし、 の書類に関しては、「財務省令で定めるものを除く」とこととされている。適用除外とされる書類は、適正公平な課税を確保する観点から電子保存の対象とすることができないとされるもので、改正省令では次の書類を挙げている(改正電子帳簿保存法施行規則第3条)。

- ・ 棚卸表、貸借対照表、損益計算書、及び計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類
- ・ 取引に関して相手から受け取った契約書、領収書その他これらに準ずる書類等(契約金額の記載のある契約書又は金銭、有価証券の受取書で、その記載された契約金額又は受取金額が3万円未満のものを除く)

2. 電子保存の方法・要件等

改正電子帳簿保存法では、国税関係書類の電子保存を「財務省令で定める装置」により行うことと規定している(改正電子帳簿保存法第4条)。改正省令では、「財務省令で定める装置」とは、スキャナ(原稿台と一体となったものに限る)とすることを明らかにしている(改正電子帳簿保存法施行規則第3条)。

その他改正省令では、国税関係書類をスキャナにより電子保存するにあたっての要件等が明らかにされているが、この要件等は大きく、「真实性の確保のための要件等」と「可視性の確保のための要件等」に分けることができる。

(1) 真实性の確保のための要件等

“e-文書法”は、企業に書面によることが義務づけられている文書の保存について、電子保存を認めることにより、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて、利便性の向上等を図ることを理念としている。しかし、企業に文書の電子保存を認めるとしても、文書の内容及び性格等により、真実

性及び可視性を確保するために求められる要件(改竄防止措置等)の程度は異なる。税務書類の場合は、適正公平な課税を確保する必要があるため、他の文書と比べて、電子保存された文書の「真実性の確保」が重要となる。

a . スキャニングの時期

改正省令では、書類を作成又は取得してからスキャニングするまでの期間を定めている。スキャニングまでの期間については、国税関係書類の種類・内容により、次のように規定されている(改正電子帳簿保存法施行規則第3条 一)。

図表 1 電子保存を行う場合のスキャニングの時期

書類の種類	電子保存の期限
書類の作成又は受領から入力までの事務処理に関する規程を定めており、かつ、国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に関連する国税関係帳簿について電子保存等の承認を受けている書類	業務処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行う
以外の書類	書類の作成又は受領後、速やかに行う

国税関係書類のスキャニングについては、上表の通り行うことが原則とされているが、次に掲げる書類以外の国税関係書類については、上記 又は にかかわらず、適時、書類のスキャニングを行うことができる(ただし、国税関係書類に係る電子データの作成及び保存に関する事務手続きを明らかにした書類を備え付けている場合に限る。改正電子帳簿保存法施行規則第3条)。

現金預金取引等関係書類(取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類、及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し)のうち一定のもの
 その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類(自己の作成したこれらの書類を含む)のうち一定のもの
 帳簿代用書類(取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類、及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写しのうち一定のもの)
 次の書類(上記 ~ に該当する書類を除く)
 1) 契約書、契約の申込書その他これらに準ずる書類
 2) 預貯金の預入又は引出しに際して作成された書類、預貯金の口座の設定又は解約に際して作成された書類、為替取引に際して作成された書類その他これらに準ずる書類
 3) 領収書その他現金の收受又は払出しその他の支払手段の授受に際して作成された書類
 4) 請求書その他これに準ずる書類
 5) 支払のために提示された手形又は小切手
 6) 納品書その他棚卸資産の引渡しに際して作成された書類
 7) 自己の作成した1) ~ 3)までに掲げる書類

b . スキャニングする際の要件

国税関係書類をスキャニングする際には、使用するスキャナの機能をはじめ、次のような要件が設けられている。

スキャナの機能

- 国税関係書類の電子保存に使用するスキャナは、次の要件を満たすものでなければならない(改正電子帳簿保存法施行規則第3条 二イ)。

- ・ 解像度が1ミリメートル当たり8ドット以上であること
- ・ 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上であること

電子署名の付与

- 国税関係書類をスキャニングする際には、スキャニングを行う者又はその者を直接監督する者の電子署名⁴を付すこと。なお、国税関係書類に付す電子署名は、次の要件を満たさなければならない(改正電子帳簿保存法施行規則第3条 二ロ)。

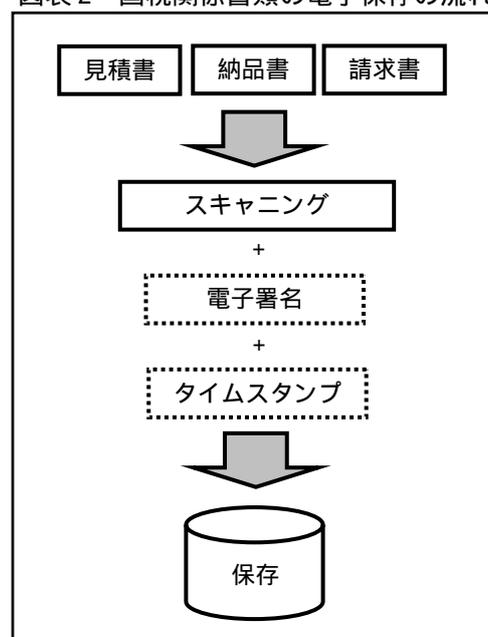
電子署名を行った日が、電子署名に係る電子証明書の有効期間内であること
 電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効請求があったもの、及び電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたもの、等には該当しないこと
 及び について、書類の保存期間を通じ、認証事業者等に確認する方法等により確認が可能であること
 課税期間中の任意の期間において、その期間内に行った電子署名を一括して検証できること

タイムスタンプの付与

- スキャニングを行う際には、電子署名が付されている電子保存された文書の記録事項に、タイムスタンプ⁵を付す。なお、タイムスタンプは、次の要件を満たさなければならない(改正電子帳簿保存法施行規則第3条 二ハ)。

電子保存された文書に係る電子データへの記録事項が変更されていないことについて、保存期間を通じ、業務を行う者等に確認する方法等により確認が可能であること
 課税期間中の任意の期間において、その期間内に付したタイムスタンプを一括して検証できること

図表2 国税関係書類の電子保存の流れ



⁴ 電子署名及び認証業務に関する法律に規定する電子署名、又は商業登記法に基づく電子署名を指す。

⁵ 財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプに限る(改正省令第3条)。

解像度・階調に関する情報の保存

- 国税関係書類をスキャニングした際の、解像度、階調及びスキャニングを行った税務書類の大きさにに関する情報を保存しなければならない(改正電子帳簿保存法施行規則第3条 二二)。

電子データに記録された事項の訂正等の事実の確認

- 電子保存された文書に係る電子データへの記録事項について訂正又は削除を行った場合には、訂正等の事実及び内容を確認できるようにしなければならない(改正電子帳簿保存法施行規則第3条 二ホ)。

(2) 可視性の確保のための要件等

電子保存された国税関係書類については、税務調査への対応等の観点から、速やかに閲覧、出力及び検索等ができる状態にしておくことが必要となる。このため改正省令では、電子保存された国税関係書類の可視性を確保するための要件等として、次のような規定を設けている。

a . 電子保存文書と帳簿との関連性

電子保存された文書に係る電子データへの記録事項については、関連する帳簿の記録事項との間で、相互にその関連性を確認できるような状態としておかなければならない(改正電子帳簿保存法施行規則第3条 三)。これは、帳簿と電子保存文書に係る記録事項との照合確認を容易にするための措置と思われる。

b . 電子保存文書の閲覧・出力方法

電子保存されている文書の内容を確認するために、電子保存文書の保存を行う場所に、次の機器等(いずれも、電子保存された文書に係る電子データの閲覧等の用に供することができるもの)を設置しなければならない(改正電子帳簿保存法施行規則第3条 四)。

- ・ 電子計算機
- ・ プログラム
- ・ 映像面の最大径が 35 センチ以上のカラーディスプレイ
- ・ カラープリンター
- ・ 上記の機器等に係る操作説明書

なお、上記の機器等を使用して、ディスプレイ上及び書面に、次のような状態で速やかに出力できる状態にしておかなければならない。

- ・ 整然とした形式であること
- ・ 書面の場合と同程度に明瞭であること
- ・ 拡大又は縮小して出力することが可能であること
- ・ 4 ポイントの大きさの文字を認識できること

c . 国税関係書類の電子保存を行うシステムに係る書類の備付け

国税関係書類の電子保存のために使用するシステムの概要を記載した書類など、次の書類を備え付けなければならない(改正電子帳簿保存法施行規則第3条 五)。

- ・システムの概要を記載した書類
- ・システム開発に際して作成した書類
- ・システムの操作説明書
- ・電子保存処理、国税関係書類に係る電子データの備付け・保存に関する事務手続を明らかにした書類

d . 電子保存文書の検索機能の確保

電子保存された文書に係る電子データへの記録事項について、検索することができる機能を確保しなければならない。検索機能としては、次の要件を満たす必要がある(改正電子帳簿保存法施行規則第3条 五)。

- ・取引年月日その他の日付け、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定することができること
- ・日付け又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
- ・2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること

3 . 税務書類の電子保存の承認

改正電子帳簿保存法により新たに電子保存が可能となった国税関係書類について、電子保存を行う場合には、所轄税務署長の承認が必要となる。承認は、原則として、電子保存をもって書面での保存に代える日の3ヶ月前までに、所轄税務署に申請書を提出しなければならない(改正電子帳簿保存法第6条)。

ただし、“e-文書法”の施行日(2005年4月1日)から1年の間は、所轄税務署への電子保存の申請書の提出期限が、電子保存をもって書面での書類の保存に代える日の「3ヶ月前」ではなく、「5ヶ月前」とされている(整備法⁶附則第1、3条)。

このため、“e-文書法”の施行日である2005年4月1日に、新たに電子保存が可能となる国税関係書類の電子保存に関する承認申請書を提出した場合でも、実際に電子保存を行うことができるのは、2005年9月以降ということになる。

⁶ “e-文書法”のうち、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指す。